

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

○福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	四五
告 示	
○土壌汚染対策法により要措置区域を指定する件	四五
○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	四五
○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	四六
○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	四六
○生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件	四六
○生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件	四七
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件三件	四七
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四七
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四七
○道路の区域を変更する件二件	四八
○道路の供用を開始する件二件	四八
○宅地造成等規制法により造成宅地防災区域の指定を解除する件	四九
公 告	
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件	四九
○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件	四九
○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五〇
福島県教育委員会教育長	
○落札者を決定した件四件	五〇
正 誤	
○平成二十五年九月二十七日付け定例第二千五百二十五号中	五二

規 則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十月四日

福島県規則第六十号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第六百二十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定する区域
須賀川市横山町一三七番及び一三九番の一部
- 二 指定する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壌汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類
- 1 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置
地下水の水質の測定

（水・大気環境課）

福島県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十五年十月四日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
六戸医院	福島市瀬上町字幸町八	平成二五年五月一日
医療法人健眠会大槻スリープクリニック	福島市早稲町四一―Sleep oneビル二階	同 月一日
医療法人弥生会荒川耳鼻咽喉科医院	相馬市中村字荒井町三四	同 月一日
医療法人社団登龍会棚倉中	東白川郡棚倉町大字棚倉字宮下一九九―三	同 月一日
中央歯科医院	石川郡石川町字鹿ノ坂二五	同 月一日
中島歯科医院	石川郡石川町字鹿ノ坂二五	同 月一日
そよ風薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫九八	同 月一日
アイランド薬局平田店	石川郡平田村大字上蓬田字大隅二八―一五	同 月五日

福島県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地
変更前 フォレスト薬局相馬店	相馬市石上字南蛭沢六二―五
変更後 フロンティア薬局相馬店	

（社会福祉課）

福島県告示第六百二十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十五年十月四日

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
六戸医院	福島市瀬上町字幸町八	平成二五年四月三〇日
大槻スリープクリニック	福島市早稲町四一―六ラヴィパレ一番丁二階	同 月三〇日
福島県立会津総合病院	会津若松市城前一〇―七五	同 月三〇日
原町診療所	南相馬市原町区本町三―二七	同 月三〇日
樋口歯科医院	伊達市保原町城ノ内一〇―七	同 月二日
棚倉中央歯科医院	東白川郡棚倉町大字棚倉字宮下一九九―三	同 月三一日
中島歯科医院	石川郡石川町字鹿ノ坂二五	同 月九日
コスモ調剤薬局城前店	会津若松市城前一〇―六三	同 月一〇日
そよ風薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―一七	同 月三〇日
有限会社社原町薬局	南相馬市原町区南町二―七七	平成二四年五月三一日
スマイル薬局小高店	南相馬市小高区上町二―三九―一	平成二五年七月三一日
大森薬局	伊達郡桑折町字北町二九	同 月二九日
アイランド薬局平田店	石川郡平田村大字上蓬田字大隅二五―一四	同 月四日

福島県告示第六百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等

（社会福祉課）

の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十五年十月四日

名 称 所在地
あい田島薬局 南会津郡南会津町田島字大坪一六一一
休止年月日 平成二五年八月一日
（社会福祉課）

福島県告示第六百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。
平成二十五年十月四日

名 称 所在地
ありがクリニックス 白河市北中川原一八三一
指定辞退年月日 平成二五年八月三十一日
（社会福祉課）

福島県告示第六百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
- 二 ブックエース植田店 福島県いわき市東田町二丁目十番三ほか
法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二

十五年十月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び川俣町産業課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
- 二 意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年十月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十五年十月四日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島県知事 佐藤雄平
- 二 イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十五年十月四日

- 一 解除予定保安林の所在場所
福島県知事 佐藤雄平
- 二 いわき市四倉町字志津五二の一六、字志津五二の一七（国有林）
保安林として指定された目的
- 三 解除の理由
土砂の崩壊の防備
- 二 解除予定保安林の所在場所
道路用地とするため
- 二 いわき市四倉町字志津五二の一七（国有林）
保安林として指定された目的

路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	延	長
-----	---	---	-----	-------	---	---

福島県告示第六百三十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年十月四日
 福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
 いわき市四倉町字志津五二の一六
 保安林として指定された目的
 航行の目標の保存
 - 二 解除の理由
 道路用地とするため
 - 三 解除の理由
 道路用地とするため
- （森林保全課）

福島県知事 佐藤雄平

- 一 航行の目標の保存
 解除の理由
 - 二 解除予定保安林の所在場所
 いわき市四倉町字志津五二の一七（国有林）
 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - 三 解除の理由
 道路用地とするため
- （森林保全課）

（森林保全課）

路線名	区	間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 大越線	田村市大越町下大越字 後原二一〇番地先から 同 市大越町下大越字 川向一七九番地先まで 田村市大越町下大越字 後原二一〇番地先から 同 市大越町下大越字 上田六五番地先まで	田村市大越町下大越字 後原二一〇番地先から 同 市大越町下大越字 川向一七九番地先まで 田村市大越町下大越字 後原二一〇番地先から 同 市大越町下大越字 上田六五番地先まで	変更前	変更後	A 三・七 一一・八	五七七・〇
			変更前	変更後	B 一一・五 八六・二	二八〇・〇

福島県知事 佐藤雄平

福島県告示第六百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十五年十月四日

路線名	区	間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道船引 大越小野 線	田村市大越町下大越字 上田一四三番地先から 同 市大越町下大越字 上田八八番地先まで	田村市大越町下大越字 上田一四三番地先から 同 市大越町下大越字 上田八八番地先まで	変更前	変更後	一三・二 三四・〇	三二〇・〇
			変更前	変更後	一三・二 三四・〇	三二〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第六百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

(道路計画課)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道船引大越小野線	田村市大越町下大越字上田一四三番地先から 同 市大越町下大越字上田八八番地先まで	平成二十五年一〇月七日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年十月四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道郡山大越線	田村市大越町下大越字後原二二一番地先から 同 市大越町下大越字上田六五番地先まで	平成二十五年一〇月七日

(道路計画課)

福島県告示第六百四十一号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定（平成二十五年福島県告示第二十号）を次のとおり解除する。
平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

区域名	区 域	区域の範囲
矢祭ニュータウン	東白川郡矢祭町大字小田川字中山	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県南建設事務所建築住宅課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。
(建築指導課)

公 告

公告第三百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年九月二十日
- 二 名称
特定非営利活動法人ユニバーサルデザイン・結
- 三 代表者の氏名
富樫 美保
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市小倉寺字中ノ内二十七番地の十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、誰もが障がい者となりうる高齢社会の到来により、障がいの有無に関わらず誰もが能力を発揮し、人とのつながりや助け合いがあたりまえにできる社会の実現のために、各種講座、地域のネットワークづくり等を行い、すべての人々が安全・安心して暮らせるユニバーサルデザインの社会づくりに寄与することを目的とする。
(文化振興課)

公告第三百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、会津若松市か

ら会津都市計画地区計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、会津若松市から会津都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県教育委員会教育長

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立福島商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式(搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。)
- 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地
福島県立福島商業高等学校 福島県福島市丸子字辰ノ尾1番地
- 落札者を決定した日
平成25年8月27日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 落札金額
35,154,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月12日

(財務課施設財産室)

公告第24号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立保原高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共

団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立保原高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地
福島県立保原高等学校 福島県伊達市保原町字元木23番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
29,635,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月12日

（財務課施設財産室）

公告第25号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立郡山商業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地
福島県立郡山商業高等学校 福島県郡山市菜根五丁目6番7号
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社中松商会 東京都千代田区内神田二丁目16番9号
- 5 落札金額
52,617,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月12日

（財務課施設財産室）

公告第26号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月4日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県立白河実業高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）

- 2 契約に関する事務を担当する公署の名称及び所在地
福島県立白河実業高等学校 福島県白河市瀬戸原6番地1
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
41,050,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年7月12日

(財務課施設財産室)

四八八	○平成二十五年九月二十七日付決定例第二千五百二十五号中	ページ	正 誤
一九		段 行	
福島県財務規則			
福島県財務規則			